

# ○皇學館大学における外部研究資金の取扱いに係る不正行為防止等に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、皇學館大学（以下「本学」という。）が受ける国等からの公的研究費、受託研究費及びその他外部団体からの研究費等の外部研究資金（以下「外部資金」という。）の取扱いに係る不正行為の防止並びに不正行為に起因する事態が生じた場合の措置等に関して必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「公的研究費」とは、国又は国が所管する独立行政法人及び地方自治体等から交付される競争的研究費及びこれに準ずるものをいう。
- (2) 「受託研究費」とは、学外諸団体等からの研究・調査等の委託を受け、受託した場合得られる研究費をいう。
- (3) 「その他の外部団体からの研究費」とは、学外諸団体等の公募する研究事業に採択され、交付される競争的研究費及びこれに準ずるものをいう。
- (4) 「研究者等」とは、本学の教職員及び研究費又は本学の施設若しくは設備を利用して研究活動を行うすべての者をいう。
- (5) 「不正行為」とは、実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品購入における架空請求、不当な旅費の請求、研究成果の捏造、改ざん、盗用等、その他関係法令、競争的資金の配分機関の定め、学内関係規程等に反して研究費を使用することをいう。

(管理運用体制)

**第3条** 本学における外部資金の管理運用体制については、皇學館大学外部研究資金取扱規程第3条に基づき、以下の通りとする。

- (1) 最高管理責任者は、学長とする。
- (2) 統括管理責任者は、事務局長とする。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、各学部長、各研究科長、附属図書館長、教育開発センター長、研究開発推進センター長及び大学事務局財務部長とする。
- (4) コンプライアンス推進副責任者は各学科主任とし、大学院等は、コンプライアンス推進責任者とする。

(外部資金の取扱)

**第4条** 外部資金の執行管理は、関係部局及び研究者等が責任をもって行うものとし、交付された研究費等の使用の定め及び学内関係規程に基づくものとする。

(検収の実施)

**第4条の2** 大学事務局財務部及び皇學館大学研究開発推進センター（以下「研究開発推進センター」という。）は、外部資金が適正に執行されていることを確認するため、検収を実施する。

2 検収実施者は、検収結果を取りまとめコンプライアンス推進責任者に報告し、コンプライアンス推進責任者はこれを確認する。

(内部監査)

**第5条** 外部資金の適正な運営及び管理を徹底するため、内部監査を行う。

2 内部監査は、学校法人皇學館内部監査規程に基づき、監事、公認会計士及び監査室との連携により実施する。

(不正行為防止の推進)

**第6条** 外部資金の不正行為防止にあたっては、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び教学運営会議の連携のもと、不正防止を推進する。

2 外部資金を申請する研究者は、皇學館大学外部研究資金取扱規程の第4条第4項の「外部研究資金についての報告書」及び「誓約書」を学長に提出する。

3 教学運営会議は、不正行為防止の対策計画をたて、これを推進する。

(不正行為に対する通報の受付等)

**第7条** 本学における外部資金の取扱いに係る不正行為に関する学内外からの通報を受け付けるため、通報窓口を設置する。通報窓口は公益通報窓口とする。

2 外部資金の取扱いに係る不正行為の疑いについて申立てを行う者は、名を明かすことを原則として、封書、電子メール、電話、書面及び面談により、直接通報窓口に応立てを行うものとする。

3 通報窓口は、通報を受け付けたときは、速やかに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。

4 最高管理責任者は、前項の報告を受けたときは、直ちに統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、研究開発推進センター長及び関係する所属長又は部局の長、その他必要な者を指名し、当該通報の受理及び当該通報された事案に係る調査の実施の要否を協議のうえ、決定する。

(調査の実施)

**第8条** 最高管理責任者は、前条第4項の決定により、調査の必要を認められた時は、調査委員会を組織する。

2 調査委員会は、監査室、大学事務局財務部、教学運営会議委員及び外部有識者（弁護士、公認会計士等）の中から最高管理責任者が、必要な構成員を指名し組織する。

3 調査期間及びこの規程に定めのない事項については、学校法人皇學館公益通報規程の定めるところによる。

(利益相反関係の排除)

**第9条** いかなる研究者等も、自らが関係する可能性のある不正行為等の調査に関与してはならない。

(調査への協力)

**第10条** 調査委員会は、調査対象研究者に対して、資料の提出、情報の開示、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 調査対象研究者は、調査の円滑な実施のために積極的に協力しなければならない。

(研究費の執行停止)

**第11条** 最高管理責任者は、調査結果の報告を受けるまでの間、原則として当該研究に係る研究費の執行を停止する。

(調査結果の報告)

**第12条** 調査委員会は、調査が完了したときは報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

2 最高管理責任者は、調査結果の内容を書面により、速やかに調査対象研究者及び関係者に通知する。

3 最高管理責任者は、不正があったと認められたときは、研究者等から当該額を返還させる等の対応をとらせるとともに、その他情報の公表を含めた必要な是正措置をとる。

4 最高管理責任者は、不正があったと認められなかったときは、その旨を調査に関係したすべての者に通知し、調査対象者の名誉回復に必要な措置をとる。

(不服申立て)

**第13条** 調査対象者は、通知を受けた結果について不服がある場合は、最高管理責任者に対して、書面により不服申立てを行うことができる。

2 最高管理責任者は、前項の不服申立てを受けた場合は、内容を検討し、再調査の必要性の有無を判断し、必要な対応をとる。

(懲戒処分)

**第14条** 不正行為等が明らかになった場合、学校法人皇學館賞罰規程に基づき必要な処分を行う。

- 2 不正行為に関与したと認められた業者は、本学との取引を停止する。
- 3 不正行為の悪質性が高い場合は、刑事告発、民事訴訟することもある。  
(守秘義務)

**第15条** 本規程に定める業務に携わる者及び携わった者は、業務を通じて知り得た個人情報全般について、その保護に努めなければならない。

- 2 前項の規定に違反したときは、学校法人皇學館賞罰規程に基づき処分を行うことができる。  
(保護)

**第16条** 本学の構成員は、申立て者及び調査に協力した者に対して、そこに虚偽がないかぎり、情報提供等を行ったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。また申立て者及び調査に協力した者の個人情報は、最大限保護されなければならない。

- 2 申立て者及び調査に協力した者に対して、不利益な取扱いを行った者に対して、学校法人皇學館賞罰規程に基づき処分を行う。  
(庶務)

**第17条** この規程の庶務は、研究開発推進センターが処理する。  
(規程の改廃)

**第18条** この規程の改廃は、教学運営会議及び全学教授会の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。